

初期マルクスにおける市民社会論の出発点 ——「真の民主制」論をめぐって——

藤田 悟*

今日、社会科学諸分野において市民社会に関する議論が活発化している。こうした流れの中で、マルクス思想を市民社会論の観点から再構築する試みも多く見られる。本稿の目的は、こうした観点にもとづき、マルクスにおける市民社会論の出発点をその初期に位置付けることにある。初期のマルクスは、市民社会と政治的国家の関係構造に着目し、近代における両者の分離・対立を止揚する論理を、「真の民主制」論として展開している。本稿では、「真の民主制」が、*Sozietät*と呼ばれる、旧来の共同体とは異なる新たな人間の結合様式の総体として形作られる社会を意味しており、それが後の「諸アソシエーション」からなる「社会」という未来社会の構想へと発展していく、マルクス思想の核をなす構想であること、すなわちマルクス市民社会論の出発点であることを明らかにした。また「真の民主制」論は、民主主義とアソシエーションという今日の市民社会論における中心問題を内包するものであり、その今日的意義は重要である。

キーワード：市民社会，政治的国家，「真の民主制」，*Sozietät*，*Assoziation*

目次

はじめに

1. 市民社会と政治的国家
 - (1) 市民社会と政治的国家の調和——ヘーゲル
 - (2) 市民社会と政治的国家の対立——マルクス
2. 「真の民主制」論——「ヘーゲル国法論批判」
 - (1) 代議制議会
 - (2) 「真の民主制」へ
 - (3) *Sozietät* と *Assoziation*
3. 「真の民主制」論の発展——「ユダヤ人問題によ
せて」・「ヘーゲル法哲学批判序説」
 - (1) 「国法論」から「ユダヤ人問題」・「批判序説」へ
 - (2) 市民社会へ
 - (3) 民主主義とアソシエーション

おわりに

はじめに

本稿の目的は、マルクスが市民社会と政治的国家の分離という近代の矛盾とその克服を自身の課題とするに至った初期の論稿——「ヘーゲル国法論批判」，「ユダヤ人問題によせて」，「ヘーゲル法哲学批判序説」——から、マルクスが展開している市民社会と政治的国家の分離を止揚する論理を導き出すことにある。言い換えれば本稿は、マルクスにおける市民社会論の出発点をその初期に位置付ける試みである。

18世紀後半から、若きマルクスが生きた19世紀前半はヨーロッパ（特に中央ヨーロッパ）における近代国家生成期であった。そしてそれ

* 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

は同時に市民社会が自立的領域として国家から独立して立ち現れてきた、近代市民社会の成立期でもあった。こうした時代状況の中でマルクスは、種々の理論的・現実的課題——ヘーゲル法哲学、『ライン新聞』時代に関わった様々な社会問題、「ユダヤ人問題」等——との格闘を通じて、近代における市民社会と政治的国家の分離およびその克服を上記諸論稿において自覚的に問題とするに至ったのである。

しかし従来の多くの研究において初期マルクスは、市民社会の経済学的分析の欠如ないしは不十分さゆえに、市民社会論の前段階にすぎない、と見なされてきた。確かに初期のマルクスの思考は、市民社会の内部構造にではなく、市民社会と政治的国家との関係構造に向けられていた。しかし、まさにこの関係構造に着目することによってマルクスは、上記諸論稿において、市民社会と政治的国家の分離を止揚する論理を展開することができたのである。

この市民社会と政治的国家の分離の止揚という構想は、「ヘーゲル国法論批判」（以下「国法論」）において「真の民主制（die wahre Demokratie）」（MEW, Erg.-Bd.1, S.232）^{1）}と名づけられている。「真の民主制」とは、Sozietät^{2）}と呼ばれる、旧来の自然必然的な共同体とは異なる新たな人間の結合様式の総体として形作られる社会を意味している。このSozietätという概念もまたこれまでほとんど顧みられることがなかったが^{3）}、これこそ後にAssoziationというマルクス思想の中心的概念へと発展していく概念として初期において用いられているのである。そしてまた「Sozietätの総体としての社会」という「真の民主制」論は、後に「諸アソシエーションからなる一社会」（MEW18-62）という未来社会の構想へと発展

していく、まさにマルクス思想の核をなす構想なのである。したがって、マルクスにおける市民社会論の出発点——たんなる端緒的契機としてではなく理論的核の形成として——は、その初期において位置付けられねばならないのである。

また、今日社会科学の諸分野において様々な形で市民社会論が議論されているが、それらはその文化的・政治的背景、歴史的文脈によって、また「市民社会の概念の多義性と曖昧性」〔千葉2001:2〕も相まって非常に多様である^{4）}。こうした今日における市民社会論の多様性は、裏を返せば、混迷状況を表しているとも言える。本稿はこのような市民社会論の現状に対して何らかの直接的提言を行うものではないが、市民社会論の大きな源流のひとつであるマルクスにおける出発点を明らかにすることは、市民社会論にひとつの思想史的基礎付けを与えるという意味を持つであろう。またさらに、マルクス市民社会論の出発点が、「民主制」の名のもとにSozietät-Assoziationの総体としての社会を構想するものであったこと、すなわち民主主義とアソシエーションという今日の市民社会論における中心問題を射抜くものであったことは、今後の市民社会論の方向性に対して重要な示唆を与えているように思われる。

以下、第一章では、近代における市民社会と政治的国家の分離と両者の関係性について、ヘーゲルを対比軸としながら、マルクスの認識と問題意識を確認していく。第二章では、「国法論」における「真の民主制」論の論理を整理し、またSozietätとAssoziationとの関連について論ずる。そして第三章では、「ユダヤ人問題」よせて」（以下「ユダヤ人問題」）から「ヘーゲル法哲学批判序説」（以下「批判序説」）にかけて

の「真の民主制」論の発展と、その今日的意義について論ずる。

1. 市民社会と政治的国家

周知のように初期のマルクスは、自身の近代把握の基本的構造をヘーゲルから受け継いでいる。「国法論」においてマルクスは次のように述べている。中世において「市民社会の諸身分と政治的意義における諸身分が同一であったわけは、市民社会が政治的社会であったからであり、市民社会の組織の原理が国家の原理であったからである」。「しかしながらヘーゲルは二つの固定した対立物、二つの現実的に別々な圏としての『市民社会』と『政治的国家』の分離から出発する。…（中略）…ただ市民的諸身分と政治的諸身分の分離のみが市民的現代社会と政治的現代社会との真の間柄をあらわすのである、と」（MEW1-275）。そしてマルクスは、ヘーゲルが「市民社会と政治的社会の分離を一つの矛盾と感じている点」（MEW1-279）を積極的に評価し、この図式を基本的に踏襲する。さらに近代における市民社会と政治的国家の分離はフランス革命によって完成されたこと、したがってまた、近代とはフランス革命以後の時代を指すこと、この認識もヘーゲルとマルクスに共通するものである。柴田高好によれば、「ヘーゲルも従ってマルクスもまた当然このフランス革命以後の両者（市民社会と政治的国家）の分離が完成した以後を対象としているのである」[柴田1975:44（ ）内引用者]

にもかかわらずマルクスは、ヘーゲルと正反対の方向へ理論を構築していく。それは一体なぜなのだろうか。両者の近代認識と市民社会・政治的国家論を比較しつつ、問題の所在を明ら

かにしておきたい。

（1）市民社会と政治的国家の調和——ヘーゲル

ヘーゲルは『法の哲学』において、「市民社会は家族と国家の間にはいる差別態である」、また「市民社会の創造は近代世界に属する」（§182追加）⁵⁾と述べている。これはヘーゲルが、市民社会＝政治社会＝国家と捉えるヨーロッパの思想伝統から離反し、ローマ以来市民社会を指し示してきたソキエタス・キウィリスという概念を破棄していることを示している⁶⁾。したがってヘーゲルにおける市民社会とは、明確に近代市民（ブルジョワ）社会、すなわち経済的自由主義と万人に平等に妥当する法的・政治的諸権利、この2つを原理として成立する社会を意味している。こうした市民社会を、ヘーゲルは簡潔に「欲求の体系」あるいは「全面的依存性の体系」と言い表している。すなわちヘーゲルにとって市民社会とは、経済的自由主義に基づき「おのれ自身の利益を目的とする私的人格」（§187）として権利においてすべて平等な諸個人を基礎とし、彼らの自由な経済活動によって形成される普遍的・必然的な社会的諸連関である。また国家との対比において述べるならば、脱政治化された私的領域であると言うことができる。

このような近代市民社会把握は、言うまでもなくフランス革命によって生まれたものである。リッターによれば、ヘーゲルにとって近代とは、「フランス革命の普遍的自由という原理」[Ritter 1965=1966:35]が社会の原理となった時代である。しかしフランス革命は、革命後数十年を経ても、この自由を政治的に実現することができなかった。すなわち、フランス革命は出生や身分、財産、職業等にとらわれず、「普

遍的な、人間を人間として見るという観点」に立った。しかしこのことは同時に、「自分の歴史的由来というその人自身の生存にとって決定的な意味を持つ秩序」[Ritter 1965=1966:77]が、市民社会の中に入り込まないことを意味する。したがって市民社会における人間は皆、「人間の生存の歴史的、実質的基盤を排除」[Ritter 1965=1966:49]された、等しく「抽象的な」人格とされるのである。またこれを経済的自由主義の観点から言えば、「個々人の持つ欲望本性（自然）に差異はないという立場から、したがって個々人を政治的ないし法的に制約する機構制度（ギルド、不自由、土地に拘束された状態、特権等々）のすべてから個々人が解放されるという意味」[Ritter 1965=1966:69]で、市民社会において万人は自由・平等とされるのである。

このように、ヘーゲルにとって近代市民社会とは脱政治化された私的領域であり、市民社会の成員は孤立した「抽象的」・「自然的」人格であるにすぎず、その限りにおいての自由・平等しか存在しない。すなわち、リーデルによれば、近代において「市民社会は市民社会そのものとしてもはや自己を政治的に構成することができない」[Riedel 1970=1985:101]のである。したがってリッターによれば、「革命によって新たに構成された社会」すなわち市民社会と、政治的領域として分離した政治的国家とを媒介することによって、「自由の政治的実現」すなわち「この社会の政治的秩序」[Ritter 1965=1966:24]を実現することこそ、近代の、そしてヘーゲル哲学の課題となる。

しかしここで重要なことは、ヘーゲルは「生涯一度も、この革命を、完結した出来事として、...（中略）...回顧することなどはできなかつ

た」[Ritter 1965=1966:19]ということ、つまりフランス革命は未完であるということである。これはすなわち、ヘーゲルにとって近代もまた未完であることを意味している。したがってヘーゲルにおける課題とは、フランス革命を理論的に完遂すること、近代を理念的に完成させることにあった、と言えるだろう。すなわち、分離した市民社会と政治的国家を媒介し、両者の調和と一体性を回復させること、一言で言えば「近代の完成」である。

では、市民社会と政治的国家の分離の止揚、両者の媒介は、どのようにしてなされるのか。その役割を担うのが議会である。ヘーゲルは議会について次のように述べている。「議会独自の概念規定は...（中略）...市民社会と呼ばれたあの圈自身の洞察と意志が、議会において、国家と関連して現実に顕現するという点に求められなければならない」（§ 301）。すなわち「議会の本来の意義をなすものは、国家が議会を通じて国民の主体的意識のなかへはいつてゆくこと、そして国民が国家に参与しはじめるということにある」（§ 301追加）。

このように、議会を通じて市民社会が国家へと包摂されてゆくことにより、市民社会と政治的国家の分離は止揚されることになる。では、その具体的なプロセスはどのようなものか。

アヴィネリによれば、議会とは「市民社会の諸利害の集成であり分節化であって、それ故にその構成は市民社会の区別を反映していなければならない」。したがって議会は、普遍的身分（官僚）・反省的身分（商工業者）・実体的身分（土地貴族）、という市民社会における3つの私的身分の区別に従って構成される身分制議会であり、「貴族階級の構成員から成る上院と選挙によるべき下院とを具えた二院制」[Avineri

1972=1978:252]となる。しかし、近代において市民社会が脱政治化された私的領域である以上、身分はもはや政治的意義を持つてはいない。したがって、議会への参加において、これらの私的身分は政治的な意義を再獲得することになる。しかし3身分のうち普遍的身分すなわち官僚は、直接その使命において政治的意義を持っているため、議会によって媒介される必要はない、とヘーゲルは言う。したがって、議会において政治的意義を獲得するのは残り2つの私的身分であるが、「私的身分は、分割されていないたんなる塊りとして議会に出ることも、またアトムに分解した多数の衆として議会に出ることもできない」（§ 303）。すなわち「私的身分は個々人のかたちで」議会に参加することはできない。なぜなら、個々人は国家という「一つの普遍的なものの構成員としてのみ」存在するのであり、したがってその「もろもろの分肢」である諸団体、身分として議会に参加しなければならないのである（§ 303）。

では、実体的身分と反省的身分はどのようにして政治的意義を獲得するのか。まず一方の実体的身分は、「政治的関係へ制度的に配置されるのに、それ自身だけでふさわしい原理を含んでいる」（§ 305）とされる。なぜなら実体的身分は家族生活と土地所有を土台としており、その生活および資産は国家からも、市民社会の経済活動の影響からも独立しているからである（§ 306）。したがって、実体的身分は「選挙という偶然なしに、出生によってこの活動（＝政治的活動）をする使命と権限を授けられている」（§ 307（ ）内引用者）。こうして、実体的身分すなわち土地貴族が上院を構成する。

そして「議会という要素のもう一方の部分」である下院に反省的身分が属することになるが、

この身分は「外面的にはその成員が多数であるために、だが本質的にはその使命と仕事との本性のために、ただ代議士を通じてのみ議会へ入ってゆくことができる」（§ 308）。しかし、この代議士選出は直接選挙によるものではない。なぜなら「具体的な国家はそれのもろもろの特殊な仲間集団へと分節された全体であり、国家の成員はこうした一身分の一成員である」以上、代議士選出もまた、「個々人に原子論的に解体している社会」ではなく、「もろもろの組合や地方自治団体や職業団体などに分節されている社会として」（§ 308）行われねばならないのである。したがって反省的身分すなわち商工業者は、彼らが所属する職業集団をはじめとする諸団体における代議士選出を通じて政治的意義を獲得し、下院に参加することができるのである。

このように議会を通じて、実体的身分と反省的身分という2つの「私的身分は政治的な意義とはたらきをもつ」（§ 303）ようになり、市民社会と政治的国家とが媒介される。そこにあるのは、市民社会と政治的国家の分離構造の解消ではない。ヘーゲルが意図したのは、議会を媒介とすることによって市民社会を再び政治的社会へと転化させ、市民社会と政治的国家の一体性、秩序を回復することであった。すなわち、そこにあるのは市民社会と政治的国家の「調和」であり、これがヘーゲルにとっての市民社会と政治的国家の分離の止揚、「近代の完成」なのである。

（2）市民社会と政治的国家の対立——マルクス

上述のように、マルクスは市民社会と政治的国家の分離という近代の社会構造について、またそれがフランス革命によって完成されたこと

についてもヘーゲルに同意している。さらに、「私的身分は国家に対立する市民社会の立場である。市民社会の立場はいかなる政治的立場でもない」（MEW1-280）と述べているように、市民社会とは脱政治化された私的な領域である、ということについてもヘーゲルに同意する。

では、マルクスはヘーゲルのどこを批判したのだろうか。それはまさに市民社会と政治的国家の関係性に関わっている。マルクスのヘーゲル批判は、第一に市民社会と政治的国家の分離の不徹底について、第二に両者の分離が不徹底なため、その止揚の論理が破綻していることについて向けられている。

ヘーゲルにとって、フランス革命は確かに市民社会と政治的国家の分離を完成させたものであるが、しかしそれは決してフランス革命の完成を意味するものではなかった。フランス革命は最終的に、すなわち「近代の完成」において、再び両者を媒介させ和解をもたらすはずであった。すなわち、ヘーゲルの理論においてはそもそもその最初から市民社会と政治的国家の調和、両者の一体性が前提となっており、したがって両者の分離・対立は仮象にすぎなかったのである。これに対して、マルクスのフランス革命理解はヘーゲルのそれとはまったく異なる。

マルクスにとっても、フランス革命は市民社会と政治的国家の分離を完成させたものであるが、フランス革命という「政治的革命」は同時に、「古い市民社会」すなわち「封建制」の解体でもあった。「古い市民社会は直接に、（「領主権、身分、職業団体といったかたちで」）政治的性格をもっていた」（MEW1-368（ ）内引用者）。しかし政治的革命は、「すべての身分、職業団体、同業組合、特権を必然的に粉碎した。それによ

って政治的革命は、市民社会の政治的性格を揚棄した。それは市民社会をその単純な構成諸部分にうち砕いたのであって、一方では諸個人に、他方ではこれらの個人の生活内容、市民的状况を形づくる物質的および精神的諸要素にうち砕いたのである（MEW1-368）。このように市民社会がまったく私的な諸要素から構成され、政治的なものを自らの内から追放することによって、「政治的国家の構成と独立の諸個人への市民社会の解体」（MEW1-369）、すなわち近代が完成する。言い換えれば、市民社会が成立してはじめて、「私的諸圏が自立的現存を獲得してはじめて政治的体制が政治的体制として完成した在り方をもつ」（MEW1-233）のである。すなわち、一方の「市民社会の立場はいかなる政治的立場でもな〔く〕」、他方の政治的国家は「『たんに政治的なだけの国家』という抽象」（MEW1-319）にすぎない。そして政治的国家は抽象物であるがゆえに、市民社会の物質的生活、私的諸要素を自らの土台、「前提としてのみ実在し、みずからを政治的国家として感じとる」のであるが、同時に、「これら自分の諸要素と対立することによってのみ、国家はみずからの普遍性を発揮するのである」（MEW1-354）。すなわち、政治的国家は市民社会を土台とすると同時に対立することによってのみ存在しているのであり、この対立は近代の社会構造における必然なのである。したがって、近代における両者の関係は「戦闘的な対立」、「和解できない矛盾」（MEW1-290）となっているのであり、ここにおいて既に、市民社会と政治的国家の調和というヘーゲルの解決は不可能となっているのである。

ここから、マルクスのヘーゲルに対する第二の批判点が見えてくる。中世においては直接に

政治的意義を持っていた諸身分が、近代においてはたんなる社会的・私的諸身分に転化していること（§ 201, § 206, MEW1-364）、これもまたヘーゲルとマルクスに共通する認識である。しかしヘーゲルはこれらの私的諸身分を、議会による媒介の局面において、出生や土地、家族、職業団体等の前近代的な諸要素を復活させることによって、再び政治的諸身分へと転化させてしまう。ところが、政治的革命はまさにこうした諸々の前近代的な要素をことごとく解体・消滅せしめた——まさしくヘーゲルが、フランスには職業団体や自治団体が欠けていると非難したように（§ 290追加）——のであって、もはや私的身分を政治的身分へと転化させることによって市民社会と政治的国家を媒介することは不可能なのである。

なぜなら、近代における市民社会と政治的国家の分裂は、人間内部での自己分裂にまで至っているからである。すなわち近代において人間は、政治的国家と市民社会という「天上と地上との二重の生活を営む」（MEW1-355）。市民社会において人は、「利己的人間」、「共同体から切り離された人間」、「孤立して自己に閉じこもったモナドとしての人間」（MEW1-364）として、「現実的な私人」である。そしてその同一の個人が、対立する政治的国家の立場においては「共同的存在」（MEW1-355）、「精神的な人格」として、「抽象的な公民」（MEW1-370）となる。すなわち、市民社会と政治的国家の分裂は、「ブルジョア〔市民社会の構成員〕」と「シトワイアン〔国家の構成員としての公民〕」（MEW1-355）への人間の内部分裂に帰着するのである。

しかしヘーゲルは、そもそもの最初から統一を前提とした理論構成からくる、市民社会と政

治的国家の分離の不徹底により、近代における人間内部での自己分裂をつかむことができなかった。身分や職業団体などの前近代的で外面的な諸要素はすでに無く、またそれらを復活させたとしてもこの内面的な分裂に一体性を回復させることはできない。竹内真澄も述べているように、もはや「安易に市民社会から国家へと移行する道は閉ざされているのである」〔竹内1980:8〕

このように、マルクスは近代の社会構造の基本的図式をヘーゲルから受け継ぎながらも、ヘーゲルにおける市民社会と政治的国家の分離の止揚が、前近代への回帰、中世的同一性の復活にすぎないことを批判している。竹内によれば、分離した市民社会と政治的国家に調和と秩序をもたらそうというヘーゲルの試みは、「論理の前提としての近代（市民社会と政治的国家の分離）」と結論における「前近代（両者の直接的同一性）」という論理のすり替え」〔竹内1980:6〕に終わっているのである。それに対してマルクスは、むしろ市民社会と政治的国家の分離の徹底、近代を貫徹するなかでその止揚の契機を見出そうとする。すなわち、マルクスの問題意識は、ヘーゲルのように「近代の完成」ではなく、「近代の克服」にあるのである。では、そのような市民社会と政治的国家の徹底した分離構造の、どこに止揚の可能性は見出せるのだろうか。またその止揚の論理とはどのようなものだろうか。

2. 「真の民主制」論——「ヘーゲル国法論批判」

前章で確認したように、マルクスにおいて市民社会と政治的国家の分離は徹底され、互いに相容れぬ対立にまで達している。この市民社会

と政治的國家の分離を止揚する論理について明らかにすることが本章における課題である。マルクスは「ユダヤ人問題」の末尾に次のようなテーゼを記している。

「現実の個体的な人間が、抽象的な公民を自分のなかに取り戻し、個体的な人間でありながら、その経験的生活、その個人的労働、その個人的諸関係のなかで、類的存在となったとき、つまり人間が彼の『固有の力』〔forces propres〕を社会的な力（gesellschaftliche Kraft）として認識し組織し、したがって社会的な力をもはや政治的な力というかたちで自分から分離しないとき、そのときはじめて、人間的解放は完遂されたことになるのである」（MEW1-370）

ここで述べられている「人間的解放」の完遂こそ、市民社会と政治的國家の分離の止揚であると言えよう。したがってこのテーゼの内容を明らかにすることが、すなわち止揚の論理を明らかにすることであるだろう。しかしこのテーゼはそれだけとして見た場合非常に抽象的であり、「ユダヤ人問題」のなかでも解放に至る論理は具体的に示されてはいない。なぜなら、この「ユダヤ人問題」の直前に書かれていた「国法論」において、「真の民主制」という形ですでに解放の論理は展開されており、それをふまえた上でこのテーゼは書かれているからである。

「国法論」において、市民社会と政治的國家の分離が止揚された社会形態は「真の民主制」と表現されている。近代における市民社会と政治的國家の分離は、一言で言えば私と公の分離、あるいは「現実的な私人（wirklicher Bürger）」と「抽象的な公民（abstrakter Staatsbürger）」

の分離である。したがって、私から公への通路を広げることにより、抽象的な政治的國家が独占している「公共事（allgemeine Angelegenheit）」を市民社会に取り戻し、「現実的に普遍的（wirklich allgemein）」なものにすること、また「現実的な私人」が「抽象的な公民」を自らのうちに取り戻し、「現実的な公民」となること、これが「真の民主制」の実現、したがってまた人間的解放の完遂である。

（１）代議制議會

マルクスもまた、市民社会と政治的國家の分離を止揚する可能性を議會に見る。といってもそれは、ヘーゲルが想定したような身分制議會ではありえない。前章で明らかになったように、近代においてはもはや身分制議會は存在し得ないからである。代わりにマルクスが着目するのは代議制議會である。なぜなら代議制議會は、山中隆次が「市民社会と政治的國家の分離の合理的表現」〔山中 1972:114〕と述べているように、中世的諸要素の解体、市民社会と政治的國家の分離をその存在の前提としているからである。さらに言えば、市民社会と政治的國家という何のつながりももたない両者を媒介するという点に端的に表れているように、そもそものはじめから「議會は國家と市民社会との、國家における、定立された矛盾である」。しかしまたそうであるがゆえに、「同時に議會はこの矛盾（＝市民社会と政治的國家の分離）の解消の要求」（MEW1-270（）内引用者）でもあるのである。

では、「真の民主制」への転化の中で、代議制議會はどのような役割を担うのか。

市民社会はその本来の在り方においては、家族や諸々の共同体、コミュニティー、サークル

等によって構成されており、個々人はそれらのなかで現実的、共同的な存在として生活している（MEW1-283）。しかし、市民社会が政治的行為（立法権、具体的には代議制議会への参加）を行おうとする場合、市民社会が既に脱政治化された領域である以上、いかなる身分や団体ももはやそれ自体として政治的な意義をもっていない。したがって「『政治的な意義と働き』をもつにいたるためには、それはむしろ、もともとの在り方における己れ、私的身分としての己れを放棄せざるをえない」（MEW1-280）。こうして市民社会の成員は、彼の「市民的現実性」すなわち身分、財産、職業等、あらゆる社会的規定や紐帯を剥ぎ取られたただの個人、抽象的な個人としてのみ、公民となりうるのである。だが、これこそ「市民社会がその政治的行為においてとび込むところの原子論的在り方」（MEW1-283）なのである。

近代において、市民社会はこのような形でしか政治的行為に参加できないのだが、しかしそこにおいて議会に選出された個人、すなわち代議士は、議会という政治的国家の制度内部においてのみとはいえ、「現実的な公民」として活動することを制度上許された存在である。その意味で「議会は政府に対立する国民（Volk）、ただし小型にちぢめられた国民である」（MEW1-272）とすることができる。したがって選挙権の拡大により、「市民社会がごっそり、あわよくば、そっくりそのまま、立法権のなかへ押し入ること、現実的な市民社会が立法権の虚構的市民社会（＝議会）に取って代わろうとすること」、すなわち「立法権へのできるだけ普遍的な参加の努力」（MEW1-324（）内引用者）は、「現実的な公民」の数の増大へとつながる。そして、竹内によれば、「『数の増大』は代議制原

理への疑い、ひいては近代社会の存立構造そのものへの疑いとなる」[竹内1980:10]のである。

しかし、「立法権へのできるだけ普遍的な参加の努力」には自ずから限界がある。なぜなら、「市民社会は代理者を通じてはいつてくるかたちで立法権に参加すべきか、それとも『皆が個々に』直接、参加するかたちで市民社会は立法権に参加すべきかの問題はそれ自体、政治的国家の抽象の内部での、または抽象的な政治的国家の内部での問題である」（MEW1-322）。すなわち、代議制も、それに対する「疑い」である選挙権の拡大とともに、あくまでも政治的国家の内部における「努力」であり、そのかぎり近代の社会構造に対する「疑い」あるいは解消の「要求」ととどまるのである^{7）}。

（２）「真の民主制」へ

では、「真の民主制」への転化はどのようにして行われるのか。それは一言で言えば、立法権への普遍的参加による Sozietät の形成においてである。前述のように、市民社会の成員は政治的行為（立法権）への参加において、あらゆる社会的諸規定や紐帯を剥ぎ取られた抽象的個人へと解体されてしまっている。しかし、これは同時に、彼らが独立対等の個々人としてお互いに向き合うことをも可能にするのであり、ここにおいて、従来の自然必然的な共同体ではない、新たな個々人の結合様式—Sozietät—の形成が可能となるのである。マルクスは次のように述べている。「立法権への形成は、市民社会のみんなの成員がお互いを個々人とみなすことを要求するのであり、彼らは現実に個々人としてお互いに向き合っている」。そして「立法権はここでは Sozietät の発露、機能などというものでは

なくて、かえってその立法権こそがやっと Sozietät を形成するものなのである」（MEW1-324）。

このように、近代において個々人はバラバラに、「皆が個々に」立法権に参加せざるをえないのだが、そこにおいて Sozietät を形成することにより、「『個々人』は『皆』として、—ということ、Sozietät の内部で、そして Sozietät の成員としてということ、—公共事にかんする審議と決定に参加する」（MEW1-322）ことが可能になるのである。

「近代国家においては『公共事』もその取り扱いも一つの独占」（MEW1-268）である。しかし、国家により独占された「公共事」は、「それが現実的に公共事であることを意味しはしない。それは公共事などでは全然ない。なぜならそれは『市民社会』の事柄ではないからである」（MEW1-264）。したがって、「Sozietät の内部で、そして Sozietät の成員として」、「公共事にかんする審議と決定」を行うということは、政治的国家から市民社会へと公共事を取り戻すということ、そして市民社会の成員が「原子論的在り方」に抽象されることなく、「現実的な公民」として政治的行為に参加すること、すなわち「真の民主制」の実現を意味しているのである。

さて、では実現された「真の民主制」、すなわち市民社会と政治的国家の分離が止揚された社会とはどのようなものだろうか。

まず、「真の民主制」においては「『人間（der Mensch）』が体制の原理」（MEW1-218）になる、と述べられる。「民主制はあらゆる国家体制の本質、社会化された人間（der sozialisierte Mensch）が一つの特殊な国家体制としてあるあり方」（MEW1-231 傍点引用者）であ

る。「真の民主制」が Sozietät の形成によって実現されることが明らかとなった以上、ここで言われている「社会化された人間」が「Sozietät の成員」としての人間、文意を汲めば、彼自身 Sozietät である人間であることは明らかである。このように、「『抽象的人格』が最高の政治的人格、全国家の政治的土台であることが政治的国家においてあらわれる」（MEW1-313）君主制や共和制に対して、「民主制においては体制そのものはただ国民の一つの規定、しかも自己規定としてのみあらわれる」（MEW1-231）と述べられているように、「真の民主制」においては「社会化された人間」、「Sozietät としての人間」が体制を作るのである。

これに加えて、以下の文章を併せて見たとき、「真の民主制」の内実は明らかである。

「民主制においては政治的国家は、この内容に己れを併置してこの内容から己れを区別するものである以上、それは国民の一つの特殊な定在形式であるとともに、それ自体、ただたんに一つの特異な内容であるにすぎない。…（中略）…近代のフランス人たちはこのことを、真の民主制においては政治的国家は亡くなるというふうに理解した。これは政治的国家は政治的国家としては、体制としては、もはや全体的なものとして通用しないという点で正しい」（MEW1-232 傍点引用者）。

「国家が『公共事』、したがって現実的には『もろもろの公共事』なのである」（MEW1-323）

ここには、「真の民主制」における政治的国家の解体、長洲一二によれば「上からの支配権力機構としての政治的国家そのものの消滅」〔長

洲 1975:33], の思想がすでに示されている。また竹内は次のように述べている。「『真の民主制』においては、乖離した政治的国家が『市民社会の自己規定となる』ということの内容が、社会的結合体 Sozietät の総体化にほかならぬ」[竹内 1980:14]。すなわち、個々人は Sozietät の成員として「社会化された人間」であり、「全体的なもの」としての国家は解体され、政治的国家もまた Sozietät のひとつとして構成されている、そして政治的国家が独占してきた「公共事にかんする審議と決定」は、「もろもろの公共事」として諸々の Sozietät によって担われている、そうした Sozietät の総体としての社会、これこそ「真の民主制」という言葉で構想されているものなのである。

（３）Sozietät と Assoziation

本稿の冒頭において、Sozietät が後に Assoziation へと発展していく概念として初期において用いられているということ、また「Sozietät の総体としての社会」という「真の民主制」論が、後の「諸アソシエーションからなる一社会」という未来社会の構想へと発展していくものであることは既に述べた。このことは、これまで述べてきた「真の民主制」論の内容からも明らかであろう。ただし、本稿が対象とする初期（「国法論」～「批判序説」）においては、Assoziation 概念はまだ登場しない。その代わりに重要な意義を与えられているのが Sozietät である。したがってここでは、「国法論」における Sozietät の使われ方、および Sozietät、Assoziation 両概念の概念整理を行い、両者の共通性を確認しておきたい。

「国法論」において、Sozietät という言葉は計 23 回登場する。大月版全集ではそのほとん

どが、特に前半部において、Gesellschaft と同じく「社会」と訳されている。しかし、「Gesellschaft は中世の渡り職人の仲間 Gesell (e) から発した」[田中 1972:41] 特殊ドイツ的な制約を持った言葉であり、Sozietät とは明らかに異なる。しかも 1 つのパラグラフのなかで使い分けられている（MEW1-285,310）ことからしても、両者が別の概念として区別されていることは明らかである。

ただし、「国法論」前半部において Sozietät は、Gesellschaft と区別されてはいたものの、中世の「社会团体」（MEW1-233）や、ときには家族を表すのにも使われており（MEW1-303）、「真の民主制」の担い手として積極的な意義付けをされていたわけではなかった。しかし、ヘーゲル立法権を批判しつつ自身の「真の民主制」を対置させていく後半部において、マルクスは Sozietät に「真の民主制」の担い手として重要な意義を与えていく。その内容についてはこれまで述べてきた通りであるが、このことは大月版全集においても、この箇所に至ってもはやたんなる「社会」という訳語を当てることはできず、「社会結合体」や「社会的共同体」という訳に変えていることから容易に分る。この後半部における Sozietät は、もはやたんなる団体や社会一般を指すものではないことは明らかであり、後の Assoziation とほぼ同じ意味で用いられていると言えるだろう。

では次に両者の概念整理を行っておこう。まず、辞典による両概念の意味は次の通りである。

Sozietät ——（共通の関心・目的を持った人々の集団）組合；〔愛好家〕クラブ；結社

Assoziation ——（共通の目的を持つ）協同、連合；結社（小学館『独和

大辞典』)

また Assoziation は本来英仏からの輸入外来語であるため、英語の意味もあたっておく。

association —— (共通の目的を持って組織された) 会 , 協会 , 協同団体 , 社団 , 会社 , 結社 (小学館『ランダムハウス英和大辞典 第二版』)

このように辞書による定義においてすでに両者の類似性は見て取れるが、これをもって事足りりとすることはもちろんできない。Sozietät と Assoziation には、たんなる類似にとどまらない2つの大きな共通点が存在する。

1 つは言語としての「普遍性」である。先程 Assoziation は英仏からの外来語であると述べたが、さらに遡ればその語源はラテン語にある。そして Sozietät もまた、ラテン語の *societas* からフランス語の *société* を経てドイツへと入ってきた言葉であり、英語で対応する語は *society* である。こうしたラテン語を語源とする言葉は、もちろん西洋においてのみではあるが、一定の普遍性を持つ「インターナショナルなことば」[田中1972:41] なのである。

2 つ目は——こちらがより重要であるが——意味の二重性である。田畑稔によれば、「『アソシエーション』は、諸個人が自由意志にもとづいて、共同の目的を実現するために、力や財を結合するかたちで社会をつくる行為を意味し、また、そのようにしてつくられた『社会』を意味する」[田畑1994:4]。このように Assoziation は「社会」の形成行為とそれによって作られた「社会」という二重の意味を持っており、Sozietät にもそれは共通している。「social とか society の原イメージは『結ぶ』という点にあり」[田畑1994:42-3]、それが転じて、結

合によって生じた「社会」を意味するようになったのである。すなわち Sozietät と Assoziation とは「主体的—行為的であるとともに客体的—形象的な概念」[田中1972:41] として共通性を持つ概念なのである⁸⁾。

ここまでくれば、Sozietät と Assoziation の同義性、そして「Sozietät の総体としての社会」という「真の民主制」の構想が、後の「諸アソシエーションからなる一社会」という構想と重なるものであることは明らかであろう。

従来「真の民主制」について、それがたんに直接民主制を指すものであるとか、あるいは「マルクスがここで積極的に主張しようとしている『民主制』なるものの内容は必ずしも明確ではない」[廣松1971:146] などとされてきた。しかし、多少の「論理水準の抽象性は否めない」[竹内1980:11] としても、「真の民主制」の構想は明確にここに述べられていると言えるだろう。

3. 「真の民主制」論の発展—「ユダヤ人問題 によせて」・「ヘーゲル法哲学批判序説」

以上のように「国法論」において展開されてきた「真の民主制」論だが、この草稿においてマルクスの思想がすべて完成をみたわけでももちろんない。「ユダヤ人問題」、「批判序説」へと歩みが進む中で、その論理に変化が見られる。ただしそれは、Sozietät の総体としての社会という「真の民主制」のビジョンそのものの変化ではなく、そこに到る実現過程における論理の変化である。すなわち代議制議会から市民社会の内部へ、という Sozietät 形成の場の移行であり、またそれに伴う Sozietät 形成の主体となる人間像の変化である。

この変化には2つの問題が要因として存在するように思われる。まず実践的な問題としては、代議制議会という非常に限定された場を介して「真の民主制」を実現することの困難さ、特にいまだ身分制議会しか存在していない1840年代のプロイセンという状況における困難さである⁹⁾。そして理論的な問題としては、代議制議会への参加に際して「原子論的な在り方」に解体された抽象的個々人によって形成されるSozietätは、政治的国家という抽象物に陥らざるをえないのではないか？という疑問である。言い換えれば、抽象的な個人を出発点として「社会化された人間」のSozietätを導き出すことは、論理的に矛盾を孕んでいるのではないかということである。

（１）「国法論」から「ユダヤ人問題」・「批判序説」へ

では、「国法論」時点における「真の民主制」論には、どのような問題があったのか。「国法論」における「真の民主制」実現の論理は大略、次のように述べられていた。個々人は立法権への参加において様々な社会的規定性を捨象され独立対等な個々人となることにより、Sozietätの形成が可能となり、「Sozietätの成員として」「社会化された人間」となる、と。しかし、立法権すなわち代議制議会という政治的な場を前提としている以上、そこにおける個々人はあくまで「原子論的な在り方」に解体された抽象的な個々人なのである。

ここから、以下の論理的矛盾が生ずることになる。本来「真の民主制」はSozietätの形成により市民社会が政治的国家を、「現実的な私人」が「抽象的な公民」を自身の内に取り戻すことによって実現するはずのものであった。しかし、

上述のように代議制議会を前提とする限り、「抽象的な公民」がSozietätを形成することにより「現実的な私人」を自身の内に取り込む、というように、主体の転倒が起きてしまうのである。そしてその結果、こうした抽象的個々人を主体として形成されるSozietätは、政治的国家という抽象物に陥ってしまう。なぜこうした矛盾が生じてしまうのか。

そこにはまた3つの問題が要因としてある。1つは、Sozietätの意味付けが「国法論」の前半と後半で大きく変化している、と前節で述べたことから分る通り、Sozietätの詳細な概念規定がなされていないことである。前章で見た通り、Assoziationが共通の目的にそって組織される「目的先行型組織」[田畑 1994:54]であるのに対して、Sozietätの場合共通の「関心」や「親密さ」による結合も含まれるため、Sozietät概念が指示する対象が非常に広範囲にわたり、具体的な組織像がイメージしにくい。またそのため、誰がどのようにしてSozietätを形成するのかという主体的 - 客体的条件が不明確となっているのである。2つ目は代議制議会というSozietät形成の場の問題である。代議制議会を通じた体制の変革は確かにひとつの可能性ではあるが、代議制議会はあくまでも政治的国家内部の制度にすぎない。したがって、再三述べているように、代議制議会におけるSozietät形成は、結果として政治的国家という抽象に陥ってしまう。そしてこのことは3つめの問題、すなわち「真の民主制」論の前提である近代的人間像の問題につながっている。なぜなら代議制議会を媒介として市民社会と政治的国家の分離を止揚するという論理は、そもそも「現実的な私人」と「抽象的な公民」とに分離した近代的人間像を前提としているからである。

したがって、上述の「国法論」時点における問題を解決するためには、Sozietät形成の場とともに、そもそもの前提である近代的人間像の問い直しが必要であり、またマルクスはその問い直しを迫られたのではないかと考えられるのである。

この近代的人間像の詳細な分析は、「国法論」直後の論文「ユダヤ人問題」において行われている。マルクスは「ユダヤ人問題」において「市民社会と政治的国家の二元論」（MEW1-286）をさらに推し進め、徹底させる。それは「現実的な私人」と「抽象的な公民」の二元論の徹底でもある。「国法論」においてはまだ、諸々の共同体やサークル等に属する共同的な個人が想定されており、そうした市民社会の成員は代議制議會を介して、すなわち政治的国家との関係においてはじめて「原子論的な在り方」に解体されるとされていた。しかし近代の二元主義の徹底においては、もはやこのような個人——共同的にして現実的な個人——は想定されえない。したがって「ユダヤ人問題」において、市民社会の成員、「現実的な私人」とされているのは、「国法論」で政治的国家との関係において市民社会が入り込むとされた「原子論的な在り方」、すなわち「自分自身だけに閉じこもり、私利と私意とに閉じこもって、共同体から分離された個人」（MEW1-366）である。マルクスはフランス人権宣言の検討、批判を通じて、このような人間こそ「政治的国家の土台であり前提」であって、近代において「自然的な人間」（MEW1-369）、「本来の人間」（MEW1-370）とされることを明らかにした。

この結論は、おそらくマルクスにとって深刻な問題をもたらしたと思われる。なぜならこうした人間像を「真の民主制」論の基礎、前提とす

る限り、形成される Sozietät は政治的国家という抽象に陥らざるをえないという矛盾から逃れられないからである。では、この問題はどのようにして解決されるのだろうか。近代的人間像が問題であるなら、たんに人間像を変更すれば、解決できるのだろうか。これはそう単純な問題ではない。なぜなら「真の民主制」論の前提である、「現実的な私人」と「抽象的な公民」に分離した近代的人間像は、マルクスの理論枠組みである、「市民社会と政治的国家の二元論」すなわち近代の二元主義そのものの必然的な帰結だからである。

渡辺憲正が、「近代とは本来、二元的な対立の時代である」〔渡辺1989:38〕と述べているように、近代社会とは「市民社会と政治的国家の二元論」からなる社会である。それはたんに市民社会と政治的国家の分離・対立のみならず、人間の内部の自己分裂でもある。マルクスはこの近代の矛盾を代議制議會に見、またその故にそこに矛盾の止揚の可能性をも見た。しかし、近代の二元主義をより徹底させ批判することで明らかとなったのは、その不可能性であった。

問題は「市民社会と政治的国家の二元論」、近代の二元主義的構成そのものにある。すなわち、「国法論」における「真の民主制」論とは、市民社会と政治的国家の分離を徹底させることによってその矛盾を析出すると同時にその止揚を措定しようとするものであったが、それが近代の二元主義を自らの論理の基礎、前提とする限り、その故に、二元主義は止揚されえないのである¹⁰⁾。マルクス自身の言葉を使えば、「真の民主制」論にとって近代の二元主義は「自分の存立の基礎、それ以上基礎づけられない前提」（MEW1-369）としてあるのである。したがって、本章の冒頭で述べた代議制議會という Sozietät 形成の場、

および人間像の変更は、不可避免的に「市民社会と政治的国家の二元論」という枠組みの転換を伴うものとなる。

（２）市民社会へ

「『(国法論)批判』の独自な点は、市民社会の生産の深部に＜近代＞の矛盾を捉える以前に、市民社会と政治的国家の関係構造のうちにそれを発見した、というところにある」〔竹内1980:11〕と竹内も述べているように、「国法論」の意義は、市民社会と政治的国家の関係構造のなかからその止揚の論理を見出し、「真の民主制」を構想したことにあった。しかしそのために「市民社会と政治的国家の二元論」に拘束され、「現実的な私人」と「抽象的な公民」に分離した人間像を基礎にせざるをえなかったこと、また土台である市民社会の内部構造の分析には至らなかったことにその限界があったと言える。

したがって、いまや問題の場は市民社会へと移らねばならない。渡辺も述べているように、「近代の批判は、土台としての市民社会の批判にいきつかねばならない」〔渡辺1989:90〕のである。この移行過程は必ずしも明示的なものではなかった。しかし「ユダヤ人問題」において、執拗になされた近代の二元主義と近代の人間像の批判、および「国法論」において「真の民主制」のキー概念であった *Sozietät* が一度も使われていないという事実が、この移行の過渡期を示しているように思われる。そして、「ユダヤ人問題」における近代の人間像の批判を経て、「批判序説」の冒頭では、それに替わる新たな人間像が提示されている。

「人間というものは、この世界の外部にうずくまっている抽象的な存在ではない。人間

とはすなわち人間の世界であり、国家であり、*Sozietät* である」(MEW1-378)。

また同じ「序説」のなかで次のようにも述べられている。

「理論がラディカル〔根本的〕になるやいなや、それは人間に即しての論証となる。ラディカルであるとは、事柄を根本において把握することである。だが、人間にとっての根本は、人間自身である」(MEW1-385)。

ここで描かれている「*Sozietät* としての人間」という新たな人間像、これは明らかに、後の「人間の本質とは、個々の個人の内部に宿る抽象物なのではない。それは、その現実の在り方においては、社会的諸関係の^{アンサンブル}総体なのである」(MEW3-6)という規定につながるものである。

ここでマルクスは、「*Sozietät* としての人間」という人間像を、何らかの理想、到達点としてではなく、自らの理論の基礎、前提として描いている。つまり、*Sozietät* 概念を人間の本質規定として用いている。しかし、「国法論」では「*Sozietät* の成員」というように何らかの団体や結社としての意味においても用いていた。つまりマルクスは *Sozietät* に二重の意味を与えているのである。前者においては、「社会的諸関係の総体」という人間に潜在的な本質規定の意味であり、後者においては、そうした潜在的な本質が、市民社会の中で人々の結合という形で具現化された形態、すなわち *Assoziation* としての意味を持っていると言える。

ここにおいてマルクスは、「真の民主制」論の基礎となる人間像を抽象的个人から「*Sozietät* としての人間」へと移行させ、したがってまた、代議制議会から市民社会へと *Sozietät* 形成の場の移行を完了させたのである。すなわちマルクスは、「国法論」から「批判序説」への歩みの中で、

「真の民主制」論をまさに弁証法的に発展させたのであり、ここに、後々までマルクス市民社会論を貫く理論的核の形成を見ることができるだろう。

（３）民主主義とアソシエーション

さて、このように「真の民主制」論が弁証法的に発展させられた今、新たに獲得された視座をふまえた上で、再び「真の民主制」論を捉え返す必要があるだろう。そしてそのうえで「真の民主制」というマルクス市民社会論の原点に立ち返ることの意義について明らかにしたい。

まず、「真の民主制」論の基本的論理を確認しておこう。「国法論」においては、近代における市民社会と政治的国家の分離が、代議制議会における *Sozietät* の形成によって政治的国家が市民社会のうちに取り戻され、両者の分離が止揚された、諸々の *Sozietät* の総体としての社会が現れるとされていた。これが後の「諸アソシエーションからなる一社会」につながっていくものであることは既に述べた。しかしそこには、「現実的な私人」と「抽象的な公民」に分離した近代的人間像を基礎とし、また *Sozietät* 形成の場を代議制議会に設定したことによって、形成される *Sozietät* が政治的国家という抽象物に陥ってしまうという問題点が存在した。そして「ユダヤ人問題」から「批判序説」へと歩みを進めていく中で、その原因であった「市民社会と政治的国家の二元論」という枠組みから市民社会それ自体へと視座が転換したことによって、*Sozietät* 形成の場は代議制議会から市民社会へと移行し、*Sozietät* 形成の主体もまた、抽象的な近代的人間像から「*Sozietät* としての人間」へと移行したのである。

この「真の民主制」の実現がすなわち人間的解

放の完遂であることは本章の冒頭ですでに述べておいた。しかし厳密に言えば、両者の指示する内容はその位相を少し異にしている。というのも、両者は「*Sozietät* の総体としての社会」に到る論理の、それぞれ別の側面を表現しているからである。したがって、ここで両者の関係について整理しておくことは、「真の民主制」の意義を明らかにする上でも有益かつ必要であろう。「真の民主制」とは基本的に、市民社会と政治的国家の分離が止揚され、諸々の *Sozietät* の総体となった社会の状態、未来社会のビジョンを意味している。これに対して人間的解放は、「人間」という社会の根元にまで立ち返り、そこから *Sozietät* の形成を通じて人間の解放がなされていく過程、運動論の側面を意味していると言えよう。ただし、もちろん「真の民主制」は人間的解放の論理を必要とし、人間的解放は「真の民主制」のビジョンを必要としているように、両者が一体不可分のものとして構想されていることは言うまでもない。

では、この「真の民主制」の弁証法的発展によって何が明らかにされたのだろうか。マルクスは「批判序説」において、「理論がラディカルになるや否や、それは人間に即しての論証となる」と述べている。この言葉を証明するように、マルクスは「真の民主制」論を発展させていくなかで、「市民社会と政治的国家の二元論」から市民社会へ、そして人間像へと自らの理論を問い直していく。これは、「真の民主制」は市民社会を土台とし、市民社会における人間をその出発点としなければならないということ、そして「真の民主制」はたんなる国家形態や社会制度の変革ではなく、人間の解放をこそ問題とするということを意味している。そして、だからこそ「真の民主制」の実現は「人間的解放」

とも言い換えられたのである。

ここからまた次のことが明らかとなる。すなわち「真の民主制」において Sozietät は政治的國家のたんなる代替物、あるいは國家機能を補完するものとして要請されたものではないということである。もしそのようなものとして Sozietät が理解されるならば、こうした理解に基づく市民社会論はその根本において誤りをおかすことになるだろう。なぜなら、Sozietät が「真の民主制」においては政治的國家に取って代わるものとして想定されていたとしても、それはあくまでも「結果」である。「真の民主制」が人間的解放の完遂によってのみ実現される以上、Sozietät は何よりもまず市民社会における形成を通じて人々が解放される場として想定されている。また先に述べたように、Sozietät および Assoziation 概念は、既につくられた「社会」だけでなく、「社会」の形成行為という「主体的—行為的」意味をも持つところにその特徴と共通点を持っていた。すなわち、Sozietät は常に形成主体と形成過程が問われねばならないものであり、安易に所与のものとして前提されてはならないのである。したがって具体的に言えば、Sozietät-Assoziation は市民社会における「Sozietät としての人間」を出発点とし、市民社会における形成を通じて市民社会から政治的國家へと上向していく過程、すなわち市民社会による國家の再吸収の過程のなかで位置付けられねばならないのである。そしてこのような、Sozietät-Assoziation の総体として形づくられる社会をこそマルクスが「真の民主制」と考えていたこと、言い換えれば、民主主義とアソシエーションこそ市民社会論の中心問題と捉えていたことを初期の思想のなかに確認しえたことは、今後マルクス市民社会論の今

日的可能性を追及していく上で決定的に重要であると言えよう。

おわりに

以上、マルクスの思考の流れを追いつつ、マルクス市民社会論の核であり、同時に出発点でもあった「真の民主制」論の内容と意義を明らかにしてきた。そしてそれはマルクスにとっての出発点というだけでなく、民主主義とアソシエーションという、現代の市民社会論の出発点ともいえる内容を含むものであった。本稿の冒頭でも述べたように、今日社会科学諸分野で活発化している様々な市民社会論は、混迷状況にあるとも言えるほどの多様性を持っている。しかしこうした多様性にもかかわらず、それらは民主主義——民主主義の拡充、あるいは政治的民主主義にとどまらない経済的・社会的な民主主義の実現——という目的を共有している。そして、民主主義の実現の担い手としてのアソシエーションに対する理論的・実践的関心もまた、今日非常に高まりを見せている。こうした状況の中、民主主義とアソシエーションという市民社会論の中心問題が、マルクス市民社会論の核を成していることを内在的に確認し得たこと、またそれに基づいてマルクス思想を再構築していくことは、マルクス市民社会論の今日的可能性を探る上で重要な意義を持っている。すなわち、マルクスがたんなる政治的民主主義ではない「真の」民主主義を追求し、またその担い手としてのアソシエーションも所与のものとして、その形成主体と過程をこそ問題としたという点は、今日の市民社会論を担う諸々の議論——ラディカル・デモクラシー論やアソシエーション論等——とリンクしつつ、今後市民社会

論を発展させていく出発点となりうるだろう。

ただし、本稿はあくまでも初期のマルクスに内在的に行った、市民社会論の出発点の「位置付け」あるいは「基礎付け」の試みにすぎない。そのため時期的にかなり限定されており、また「Sozietätとしての人間」という人間像、およびそれを基礎とした「Sozietätの総体としての社会」という「真の民主制」の構想も、いまだ論理水準の抽象性は否めない。したがって、本稿で明らかとなった民主主義とアソシエーションという市民社会論の2つの柱を軸に据えつつマルクス市民社会論の発展を読み解いていくこと、特にアソシエーションが誰によって、そして如何にして形成されるのか、というアソシエーション形成の論理を解き明かしていく必要があるだろう。

注

- 1) 以下、*Marx-Engels Werke*, Dietz Verlagからの引用は、MEWと略して、巻号、原書ページ数とともに本文中（ ）内に注記する。
- 2) Sozietätという言葉には正確に日本語に対応する言葉がなく、これまで確定した訳語は存在しなかった。大月版全集ではほとんどが*Gesellschaft*と同じく「社会」という訳語を当てられており、それ以外では「社会結合体」、「社会的共同体」等が見られる。またその他の文献においても「社会的結合」（城塚登記（1974）「ヘーゲル法哲学批判序説」岩波文庫）、「社会的結合体」[竹内1980]等様々であるため、本稿では原則としてすべてSozietätと表記する。
- 3) 過去に竹内真澄がSozietät概念について次の論文で論及している。竹内真澄（1980）「マルクス社会理論の出発点—『ヘーゲル国法論批判』における市民社会と政治的国家—」（『社会学評論』第31巻第2号）。ただし竹内氏はこの論文においてSozietätとアソシエーションとのつながりについては言及していない。
- 4) 現在議論されている「新しい市民社会論」には、ハーバーマスの「公的領域」モデルと、M・ウォルツァーに代表される「複数性の領域」モデルの、大別して2つの主要なモデルが確認できる。千葉眞（2001）「市民社会論の現在」（『思想』2001年5月）。
- またC・ムフ [Moffe 2002] やB・ジェソップ [Jessop 1997] のように内容的には市民社会論であっても、市民社会概念を用いない、あるいはあまり重視しない立場も存在する。
- 5) 以下Hegel（1821）*Grundlinien der Philosophie des Rechts*.（藤野渉・赤沢正敏訳（2001）『法の哲学』中央公論社）からの引用は、§記号により節数を本文中（ ）内に注記する。
- 6) 「古典的政治学においては、社会は法的に組織された（「市民的」）社会（ソキエタス・キウィリス *societas civilis*）として国家（キウィタス *civitas*，レス・プブリカ *res publica*）と同一視されている」[Riedel 1970=1985:11] この考え方は基本的に古代から近代に至るまで変わることとはなかったが、ヘーゲルが、ソキエタス・キウィリスとは原理的に異なる新しい市民社会概念を導入したことによって、国家と市民社会は「分離ないし『差異（分裂態）』という関係のうちに『おかれ』なければならない」[Riedel 1970=1985:29]
- 7) この点に関して、マルクスは選挙権の拡大による「無制限な選挙および被選挙」（MEW1-326）の実現、すなわち「直接民主制の確立」を「真の民主制」と見なししていたとする見解も存在する。山中（1972:106）、マクレラン（1972:188）、吉田（1997:24）参照。このような「真の民主制」=直接民主制とする見解は、選挙権の拡大に関する以下の文章に依拠したものと思われる。

「ここでの問題は、市民社会が代理を通じて立法権を行使するべきか、それとも皆が個々にそれをするべきか、にあるのではなくて、問題は選挙—選挙する権利も選挙される権利も—の範囲と可能なかぎりでの一般化にある。これがフランスにおいてもイギリスにおいても政治的改革の本来の争点なのである」（MEW1-326傍点引用者）。

「無制限な選挙および被選挙において市民社会

ははじめて現実的に自己自身の捨象へ、換言すればその真の普遍的本質的な定在としての政治的な定在へ、高まっているのである。しかしこの捨象の完了は同時に捨象の揚棄である」（MEW1-326~7）。

傍点部に注意して頂きたい。「ここでの問題」が何かは、そのすぐ直前の文章に示されている。すなわち「政治的な国家機構」としての「代表制の内部」における問題であり、したがって最初の引用にもある通り、選挙権の拡大は「政治的改革」の争点にすぎないのである。またふたつ目の引用も同様であることは次の文章からも明らかである。

「選挙制度の改革は抽象的政治的国家の内部にあってはこの国家の解消の要求であるが、しかしまた同様に市民社会の解消の要求でもある」（MEW1-327傍点引用者）。

すなわち、直接民主制が実現したとしても、それがひとつの政治制度である以上、それもまた「抽象的な政治的国家の内部での問題」にすぎないのである。

- 8) もちろん両者がまったく同義というわけではない。「societyやsociétéの方は『結びあった』状態を表すのに対して、associationのほうは本来的には『結びあった』関係に入り込む行為を表す」[田畑1994:43]と言われるように、Sozietätのほうが若干「主体的—行為的」側面が弱い、と言える。またSozietätがsocietas, sociétéを語源とし、societyを類語とすると先に述べたが、このためSozietätとGesellschaftが、日本語訳とともに「社会」とされてしまったように、英仏訳でもともに“society”, “société”とされてしまう可能性がある。このような、言語的にSozietätを西洋に普遍的な「インターナショナルなことば」にすることの困難さがある。

これに加えてマルクスが、労働組合運動など「英仏の当時の先進的運動を普遍化する意図を持っていた」[田畑1994:26]ことが、後にSozietätからAssoziationへと移行した理由ではないかと思われる。

- 9) プロイセンに、一時的にせよ初めて代議制議会が成立したのは1848年革命においてであり

（革命の敗北により消滅）、制度として確立するのは1871年統一ドイツ成立後のことである。ただし本稿はマルクスの理論形成に焦点を当てているため、当時の政治状況の分析についてはこれ以上立ち入らない。

- 10) 特に個人の内部における「主体的二元主義」について渡辺は次のように述べている。

「二元主義を主体的につかんだとき、マルクスは一つの矛盾に陥ったのではないか。なぜなら、マルクスの規定に従う限り、それは主体を貫く本質の二元主義であって、いずれにせよ媒介されえないだろうからである」[渡辺1989:40]

参考文献

- Avineri, Schlomo (1972) *Hegel's Theory of the Modern State*, Cambridge University Press, London. (高柳良治訳(1978)『ヘーゲルの近代国家論』未来社)。
- Hegel (1821) *Grundlinien der Philosophie des Rechts*. (藤野涉他訳(2001)『法の哲学』中央公論社)。
- Jessop, Bob (1997) “The future of the National State: Limits to the De-Statization of Politics and to the Governmentalization of Civil Society”, *RITSUMEIKAN Social Sciences Review*, Vol.32, No.4. (櫻井純理・高嶋正晴・篠田武司訳(1997)「国民国家の将来:政治の脱国家化および市民社会の統治化に対する諸限界」『立命館産業社会論集』第32巻第4号)。
- Lukacs, Georg (1954) *Zur philosophischen Entwicklung des jungen Marx (1840-1844)*, Berlin. (平井俊彦訳(1958)『若きマルクス』ミネルヴァ書房)。
- McLellan, David (1972) *Marx before Marxism*, Pelican Books. (西牟田久雄訳(1972)『マルクス主義以前のマルクス』勁草書房)。
- Marx Engels Werke*, Diez Verlag, Berlin 1956. (大内兵衛・細川嘉六監訳(1959)『マルクス=エンゲルス全集』大月書店)。
- Moffe, Chantal (2002) “For an Agonistic Public Sphere”, *RITSUMEIKAN Social Sciences Review*, Vol.37, No.4. (千守隆夫訳(2002)「闘

- 技的公共空間に向けて」『立命館産業社会論集』第37巻第4号）
- Riedel, Manfred (1970) *Bürgerliche Gesellschaft und Staat bei Hegel*, Neuwied und Berlin . (池田貞夫・平野英一訳 (1985) 『ヘーゲルにおける市民社会と国家』未来社）
- Ritter, Joachim (1965) *Hegel und die französische Revolution*, Suhrkamp. (出口純夫訳 (1966) 『ヘーゲルとフランス革命』理想社）
- 柴田高好 (1975) 「『ヘーゲル国法論批判』コメント」(現代の理論社編集部編 (1975) 『マルクス・コメンタール 1』現代の理論社）
- 城塚登 (1970) 『若きマルクスの思想』勁草書房。
- 竹内真澄 (1980) 「マルクス社会理論の出発点—『ヘーゲル国法論批判』における市民社会と政治的国家—」(『社会学評論』第31巻第2号）
- 田中清助 (1967) 「マルクスにおける Assoziation の概念について」(『社会学評論』第18巻第3号）
- (1972) 「アソシアション論序説」(『思想』岩波書店, 12月）
- 田畑稔 (1994) 『マルクスとアソシエーション—マルクス再読の試み—』新泉社。
- 田畑稔他編著 (2003) 『アソシエーション革命へ【理論・構想・実践】』社会評論社。
- 千葉真 (2001) 「市民社会論の現在」『思想』岩波書店, 5月）
- 長洲一二 (1975) 「『ヘーゲル国法論批判』」(現代の理論社編集部編 (1975) 『マルクス・コメンタール』現代の理論社）
- 廣松渉 (1971) 『青年マルクス論』平凡社選書。
- 細谷昂 (1979) 『マルクス社会理論の研究』東京大学出版会。
- 山中隆次 (1972) 『初期マルクスの思想形成』新評論。
- 吉田傑俊 (1997) 『マルクス思想の現代的可能性』大月書店。
- 渡辺憲正 (1989) 『近代批判とマルクス』青木書店。

The Origins of the Theory of Civil Society in Marx's Early Works: A study on "die wahre Demokratie"

FUJITA Satoru *

Abstract: Today, research on civil society studies is increasing in the social sciences. Much of this research attempts to re-evaluate Marx in the light of the theory of civil society. The purpose of this paper is to locate the origins of the theory of civil society in Marx's early works, namely in his concept of "die wahre Demokratie (true democracy)". "Die wahre Demokratie" refers to a society based on "Sozielt". This is a kind of union that is a new form of human relationship, different from community. Marx theorizes that "die wahre Demokratie" would sublate ("aufheben") the modern-era gap between civil society and political state. From this, he later develops his vision of "a society composed of associations." Therefore, the concept of "die wahre Demokratie" in his early works can be seen as the origin of Marx's theory of civil society. Since "die wahre Demokratie" involves the core topics of today's civil society studies, democracy and association, it continues to be of great significance today.

Keywords: civil society, political state, "true democracy", Sozietät, Assoziation

* Graduate Student, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University